

# ケアハウス 城端うらら

## 重要事項説明書 兼 同意書

### 社会福祉法人 城端敬寿会 理念

#### [理念]

住み慣れた環境の中で、個人の尊厳を保ち、その人らしさを大切にした多様なサービスを提供し、地域社会に貢献します。

#### [運営方針]

- 1、私たちは、利用者・家族の思いに寄り添い、温かくきめ細やかなケアで「安心」「信頼」のある施設をめざします。
- 2、私たちは、専門的職種によるチームワークで、その人に応じた質の高いサービスを提供し自己研鑽に努めます。
- 3、私たちは、地域ネットワークによる連携を大切にし、在宅支援を行う中で「選んでいただけるサービス」をめざします。

## 1 施設の概要

経営主体	社会福祉法人 城端敬寿会
施設名	ケアハウス 城端うらら
所在地	〒939-1811 富山県南砺市理休 270 番地
入居定員	50 名
居室	一人室 (25.27 m <sup>2</sup> ) (8.75帖) 46 室 二人室 (51.12 m <sup>2</sup> ) (16.9帖) 2 室
敷地面積	13,968.93 m <sup>2</sup>
建築面積	2,018.28 m <sup>2</sup>
延床面積	4,185.34 m <sup>2</sup>
構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造り、地上 5 階建
総事業費	1,233,294 千円
開設年月日	平成 14 年 5 月 1 日

## 2 ケアハウスとは

ケアハウスは、『可能なかぎり在宅で生活したい。しかし身体的・精神的に不安がある。』そうした人達を出来る限り「在宅」に近い環境で、日常の基本的なサービス（食事、入浴など）を提供し、心身ともに健やかに自立した在宅生活を長く続けていただけるよう援助することを目的に、福祉機能と生活機能をあわせもつ老人福祉施設です。

掃除、洗濯、身の回りの整理整頓など、日常生活を自分でできる方が、食事、入浴、住居のサービスの提供を受けて安心して生活できる、自立を尊重した施設です。

## 3 入居の基準

自立の生活を基本に、次のことを条件として入居を決めさせていただきます。

- ・年齢60歳以上、二人室（3親等以内の親族）の場合はどちらかが60歳以上なら可。
- ・居室の掃除、洗濯、入浴、身の回りの整理整頓など、日常の生活が自分でできる方。（もしくは、介護保険、各種サービスを利用することにより自立生活が可能と認められる場合、その状況により入居の対象となります。）
- ・ある程度の身体機能の低下が認められ、自炊に不安がある方。
- ・独立して生活するには不安のある方で、家庭環境・住宅事情などにより、生活に不安のある方。
- ・定められた利用料等が支払える資産、所得、仕送り等がある方。
- ・伝染病疾患や精神的疾患を有せず、且つ問題行動を伴わない方で、共同生活に適応できる方。
- ・確実な保証能力を有する身元保証人2名おられる方。

#### 4 退居の基準

入居時に入居者と施設長が、施設の利用に関する権利・義務、利用料の説明等必要な事項について契約を交わします。

以下場合にはこの契約が解除されます。契約が解除された場合は退居していただきます。

- ・正当な理由なく二ヶ月以上利用料を滞納した場合。
- ・不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けた場合。
- ・日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難であと客観的に認められた場合。
- ・身体的又は精神的疾患もしくは乱行のため、施設での生活に著しい支障がある、または金銭管理が出来ないと認められた場合。
- ・施設の決まりを守らず、職員や他の入居者に著しく迷惑をかけ、施設での生活に影響を与えると判断された場合。
- ・入院された場合。（3ヶ月を目途とし、回復して施設での生活が続けられる可能性があるか等を双方で検討して決めます。）

#### 5 基本サービス

1. 食事の提供
2. 入浴の準備
3. 緊急時の対応
4. 各種生活相談と助言
5. 保健衛生
6. 疾病、負傷等緊急時の援助
7. 夜間の管理体制の確立
8. 入居者の活動への協力、支援

##### （1）サービスの内容

###### ① 食事の提供

管理栄養士による献立の食事を適温にて提供します。朝食 7:15～8:30、昼食 11:45～13:00、夕食 17:45～19:00 です。食事は原則食堂で、セルフサービスとなります。

食事が必要ない時は、申し出てください。（給食費は利用料の生活費の中に含まれます。）

5日前までに申し出があれば、欠食分の材料費を返金します。

\*この返金分は毎月請求される利用料から差し引きます。

###### ② 入浴の準備

入浴は2階の浴場を利用して下さい。入浴時間は次のとおりです。

【火曜日～日曜日】：午後2時～午後8時

(保守点検のため、毎週月曜日は休湯日になります)

#### ③ 緊急時の対応

火災等の緊急避難を要する事態が発生した場合は職員の指示により誘導します。

入居者が緊急を要したとき、居室に3か所あるナースコール（緊急ボタン）を押すことによって事務室と連絡をとることが出来ます。ナースコールが鳴ると職員は直ちに入居者の居室に向かい、その状況を確認、対応します。

居室の水の未使用（12時間以上）、または水の連続・過大使用（90分以上、1時間1,000ml以上）の場合、緊急事態とみなして事務所に緊急連絡が入ります。

#### ④ 各種生活相談と助言

職員は、入居者からの生活全般の諸問題について相談を受けた場合は対応し、適切な援助を行います。また、必要に応じて各種サービス事業者等との十分な連携を図り、その有効な利用について支援します。

#### ⑤ 保健衛生

ケアハウスは、入居者の健康診断の記録を保存し、健康の保持、疾病の予防に努めます。

年1回、市の協力を得た定期健康診断（健康診査と胸部レントゲン）がありますので、必ず受診してください。健康診断の結果のコピーを提出してください。

#### ⑥ 疾病、負傷等緊急時の援助

緊急処置・入院等を要する場合は、すぐに救急車を要請します。

緊急の連絡先である家族、身元保証人に連絡します。また、家族が到着されるまで、必要であれば職員が付き添います。

#### ⑦ 夜間の管理体制の確立

夜間は必ず1人宿直員が待機します。夜間にナースコールが鳴ると、宿直員が直ちに入居者の居室に向かい対応します。

#### ⑧ 入居者の活動への協力、支援

入居者のクラブ活動や趣味・娯楽活動、地域の行事への参加などを活発にし、豊かで快適な生活を送ることが出来るよう情報提供や支援を行います。

### 6 職員の配置

職種	人数	指定基準
施設長	1名	1名
事務員（兼務）	1名	1名
生活相談員	1名	1名
介護職員	2名以上	2名
栄養士	1名	1名
調理員（兼務）	10名以上	必要数
宿直員	4名以上	1名

### 7 利用料について

（別表1）ケアハウス城端うらら月額利用料金表を参照ください。

利用料は、県が定めた金額を毎月納めていただきます。内訳は主に生活費・管理費・事務費で、

合計額がおよそ 7 万円から 13 万円程になります。) この金額は県の基準が改定されると変更されます。

当施設では口座引き落としをお願いしています。[毎月 22 日 (土日祝の場合は翌日)]。尚、領収書は希望者のみ交付します。利用料は次のものに分けられます。

#### (1) 生活費

生活費とは、施設の食材費や共用部分の光熱水費に当たります。金額は、県が定めた基準で決まっており、県の基準が改定された場合、その対象は 4 月までさかのぼります。差額が生じた場合は、その差額分を返金します。また冬季加算として毎年 11 月から翌年 3 月までの 5 ヶ月間は、冬季の暖房費にあてられる費用が加算されます。

#### (2) 管理費

管理費は施設の家賃に相当する費用です。施設整備した際の借入金の返済に当てられます。

#### (3) 事務費

事務費は施設を運営するための人事費、施設管理費等に当たるもので入居者の所得によって 14 階段に分かれており毎年、前年の所得により変更されます。この所得には、必要経費とされるものは含めません。

\*夫婦で二人室に入居され、前年の対象収入を合算して 2 で割った金額が 150 万円以下の場合、事務費のみ 30 % 減額されます。

\*毎年、収入申告書を提出してください。

\*税の確定する 7 月 1 日以降に、事務費の階層が見直されます。

\*収入申告書及び各種証明書類の提出がない場合は、事務費の補助を受けられず、全額自己負担となりますので注意してください。

#### 添付書類

##### ○ 収入関係 (収入を証明できるもの)

- ・所得課税証明書 (財産収入、利子配当収入、譲渡所得、一時所得) [必須]
- ・公的年金等の源泉徴収票、年金支払い通知書、年金振込み通帳の写し
- ・給与所得源泉徴収票 (確定申告書の写しでも可)
- ・突発的な相続、遺贈、個人からの贈与による所得証明書
- ・利用料を縁故者が負担する場合は、その縁故者の収入を証明できる書類

##### ○ 必要経費関係

- ・納税証明書 (所得税、住民税、国民健康保険料)
- ・国民健康保険の納付状況通知書
- ・介護保険料納付済通知書
- ・医療費の領収書 (原本に限る)
- ・介護保険サービス利用料領収書 (医療費控除相当分が明記されているもの)

**注意** 納税を証明する書類のうち、年度扱い(4 月～翌年 3 月)で明記されている書類は、必要経費としては認定されません。また、所得課税証明書の社会保険料欄の金額は必要経費としては認定されません。

#### (4) その他

##### ① 入居預り金

緊急の事態や、施設利用料の徴収が出来なくなる場合を考慮して、入居時に一人室は 20 万円、二人室は 30 万円を施設口座へお振込みください。退居の際は返金しますが、清掃費及び汚損、破損、損傷等による補修費等は別途必要になります。

## ② 居室の光熱費

生活費・管理費・事務費以外に、各居室で使用される電気料金、電話料金、水道料金などは入居者の自己負担になります。これらは利用料と共に別途納めていただきます。

## ③ その他

その他、特別なサービスに要する費用は入居者の自己負担となります。

# 8 入居されるにあたり

## （1）契約

入居されるに際し、入居者・身元保証人二名と施設長により、施設利用に関する権利・義務、利用料等必要事項について契約を交わします。

契約には入居者、身元保証人の署名捺印が必要です。

## （2）住民登録

住民登録は、生活の根拠を有する場所で登録しなくてはなりません。

\*必要な方は、当施設に住所を移すことになります。

南砺市内に住所のある方

南砺市内の市民センターで「転居届」の手続きをしてください。

南砺市外に住所のある方

現在住所がある市役所等で「転出届」の手続きをしてください。その後、城端市民センターで「転入届」の手続きをしてください。(転出証明書要)

なお、「転出届」の手続きは転出直前にしてください。「転居届」「転入届」は入居日以降14日以内に手続きをしてください。

\*転入先となる当施設の住所は

〒939-1811 富山県南砺市理休270番地 ケアハウス城端うらら〇〇〇号 です。

この際、健康保険、介護保険、年金等の住所変更届も提出してください。

## （3）書類の提出

① 入居申込書（様式1-1）

② 健康診断書（様式1-2）

入居者の健康状態を確認するために必要です。

\*入居前3ヵ月以内に受診したもののみ有効です。

③ 収入申告書（様式2）

利用料を決めるのに必要です。前年分の確定申告書の写し、公的年金等の源泉徴収票など、収入を証明できる書類を提出してください。前年分の「所得課税証明書」の提出は必須です。

また、必要経費を証明できる書類、年金証書、恩給証書等も提示してください。

④ 健康保険証・後期高齢者医療被保険者証

・介護保険被保険者証・身体障害者手帳の写し

緊急に病院に行く場合などに必要です。

⑤ 住民票

現住所地の市役所・町村役場で住民票を一部取り寄せ提出してください。

⑥ 利用契約書

⑦ 身元保証書（様式1-3）

緊急時の連絡先及び退居時対応のため、二名の身元保証人が必要です。

⑧ 銀行引き落とし承諾書（様式3）

利用料は金融機関の口座から引き落としをさせていただきます。

⑨ その他、指定する書類

## 9 施設利用にあたっての留意事項

施設の利用にあたり、入居者及びご家族等の皆様は下記の事項を必ずお守りください。

（1）起床・就寝

・起床、就寝時間は自由ですが、健康管理のためにも規則正しい生活を心がけてください。

（2）洗濯

・衣類の洗濯は各自でお願いします。

（3）外出・外泊

・外出、外泊は自由です。

・外出される場合は外出簿に記入してください。

・外泊される場合は外泊届に記入して提出してください。

\*届出は、留守時の来客、電話の対応、災害の対応、食事の欠食等の確認のために必要です。

（4）門限、玄関の施錠

・午後8時に宿直員が玄関の鍵を閉めます。午後8時以降に帰宅予定の方は、必ず事前に職員に連絡してください。帰宅の際は、職員玄関のインターホンを押し、宿直員にお知らせください。なお、午後8時から8時30分頃まで、宿直員は館内見回りをしておりますので、対応できない場合があります。

（5）訪問者

・生活支援の為の訪問（家族支援者、医療・介護事業所等）は出来ます。

・面会の場合は来客管理票を記入してください。（午後8時まで）

（6）行事等の参加

・施設の諸行事、事業には積極的に参加してください。

・クラブ活動や教室は自由参加です。クラブ活動については職員が情報の提供や支援を行います。何か希望がありましたら職員に申し出てください。クラブ活動は入居者中心に運営されていくようにお願いします。

・地域に色々な行事等があります。それらの情報を入居者にお知らせします。自由に参加してください。

## 10 施設利用にあたっての禁止事項

禁止事項は以下のとおりです。

・一切の火器取り扱い禁止

・他の利用者の秘密など、知り得た情報漏洩禁止

・感染症予防のため、既往者及びその恐れのある者の入館禁止

・施設内での喫煙禁止

・ペットなどの持込み禁止

・宗教・政治・営利活動の禁止

・ベランダに避難の障害となるものの設置禁止

・壁や床などに鉛を打つ、粘着テープを貼る等禁止

## 1 1 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護に関する方針に基づき、業務上知り得た入居者または身元保証人もしくはその家族等に関する個人情報を適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

但し、例外として次の各項については、法令上介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから情報提供を行うこととします。ご了承ください。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所等との連携
- (3) 入居者が偽り、その他不正な行為により保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 入居者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合）

\*上記に掲げる事項は、退居後も同様の扱いとします。

## 1 2 緊急時、事故発生時の対応

入居者の緊急時または事故発生時には速やかに入居者の状態を確認し、必要な処置や救急車の要請等を行い、入居者の生命、安全を第一に対応し、家族に連絡します。入居者に対する施設の提供により事故が発生した場合は県に連絡します。併せて、事故の状況及び取った対応を記録し、再発防止の検討を行います。

当施設では、緊急の場合等に以下の医療機関に対し、協力医をお願いしています。

- ・城端理休クリニック（診療所）
- ・公立南砺中央病院
- ・南砺市民病院
- ・まな歯科クリニック

## 1 3 虐待防止について

(1)当施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するために定期的な研修を実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(2)当施設は、職員又は入居者の家族等高齢者を現に支援する者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

## 1 4 ハラスメント対策の強化

入居者及び入居者の家族が当施設の職員に対して行う、暴力（身体的暴力/精神的暴力）・暴言・嫌がらせ・脅迫・誹謗中傷・性的言動等の著しい迷惑行為があった時は、退居をお願いする場合があります。

但し、入居者の認知症の行動・心理症状や障害を起因とする言動については、ハラスメントに含まれないとされており、適切な助言を行います。

## 1.5 身体の拘束等

「富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は下記の条件のもと実施します。

- (1) 認知症等により、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがあります。
- (2) 身体拘束が必要な場合は、入居者または家族に説明をし、同意を得ます。
- (3) その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 1.6 記録

- (1) 当施設は、入居者に提供するサービスの状況に関する記録を作成し、その記録を完結の日から5年間保管します。
- (2) 当施設は、入居者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、入居者が判断できない場合は、「重要事項説明書兼同意書」において同意し契約を行った身元保証人が求めた場合も、原則として応じます。

## 1.7 賠償責任

- (1) 当施設に責任がある事由によって入居者が損害を被った場合、当施設は入居者に対して損害を賠償するものとします。当施設は当該損害保険に加入し、入居者に対して保険金による損害賠償を行います。
- (2) 入居者が、当施設の施設及び設備などに対して、故意または重大な過失により損害を与えた場合は、現状に復するかまたは相当の代価でもって弁償していただきます。なお、他の入居者の身体・財物などを損傷した場合も同様とします。

## 1.8 事業所の免責事項

次の各項目に該当する場合、当施設は損害賠償責任を負いません。

- (1) 地震などの天災、その他自己の責に帰さない事由によって生じた損害
- (2) サービス提供にあたって、心身の状況や病歴または必要な事項に関して故意に告知せず、または不実な告知に起因して生じた損害
- (3) 入居者の急激な体調変化など、提供サービスを原因としない事由によって生じた損害
- (4) 入居者が、サービス提供者の指示・依頼に反した行為によって生じた損害

## 1.9 非常災害対策

- (1) 防災設備 当施設は耐震構造であり、全館スプリンクラー、各階各所に消火器・消火設備、火災報知機など防災システムを設置しています。
- (2) 防災訓練 年2回以上、昼間・夜間にて防災訓練を行い、入居者の方々にも可能な限り参加していただきます。

## 2.0 利用契約に定めのない事項

この「重要事項説明書兼同意書」に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入居者または身元保証人と当施設が、誠意をもって協議して定めるものとします。

## 2.1 要望または苦情の申出

- (1) 入居者及び身元保証人は、当施設の提供する施設サービスに対しての要望または苦情等について、生活相談員に申し出ることができます。また、備え付けの「ご意見箱」に投函いただくこともできます。
- (2) 頂いたご意見または苦情は、管理者が責任をもって施設サービスの改善に役立てるために、施設内の苦情解決委員会で検討し対策を職員に啓蒙し実践します。
- (3) 必要に応じて第3者委員に助言をいただき改善を行います。
- (4) 苦情等の改善結果等については、経過を踏まえて申出人及び第3者委員に報告を行います。

## 2.2 苦情の窓口

施設に対する苦情やご相談は、次の窓口で受付します。

ケアハウス 城端うらら 南砺市理休 270 0763-62-8111

生活相談員

## 行政機関その他の苦情受付

南砺市地域包括ケア課 長寿介護係	南砺市北川 166-1	0763-23-2034
城端市民センター	南砺市城端 1046	0763-62-1212
富山県福祉サービス運営適正化委員会	富山市安住町 5-21	076-432-3280

サンシップとやま

## 2.3 第三者評価の実施状況

当施設は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

社会福祉法人城端敬寿会が運営するケアハウス城端うららに入居するにあたり、入居者及び身元保証人に対して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書3通作成し、身元保証人2名と施設が各々1通を保管するものとします。

説明日： 年 月 日

( 事業者 ) 法人名 社会福祉法人 城端敬寿会  
所在地 富山県南砺市理休 270 番地  
電話 0763-62-8111  
代表者 理事長 杉 村 稔  
設立 平成13年6月28日

( 事業所 ) 名称 ケアハウス 城端うらら  
所在地 富山県南砺市理休 270 番地  
電話 0763-62-8111  
施設長 沖 田 澄 夫  
開設 平成14年5月1日

説明者 ケアハウス 城端うらら 生活相談員

私は本書面に基づいて説明者から重要事項の説明を受け、サービスの提供に同意し、内容を遵守致します。

利用者： 〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 男・女 \_\_\_\_\_

明・大・昭 年 月 日 生 才

身元保証人1： 〒

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ 一 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

身元保証人2： 〒

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ 一 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_